

1 法改正の概要

- ◆ 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる状況があった。
- ◆ 個人情報保護法の改正により、各機関で根拠法令が異なっていた個人情報保護制度は、令和5年4月1日から改正法の下に一元化され、国の個人情報保護委員会の所管となった。

改正法の趣旨・概要

個人情報保護法制の一元化

	対象	法令	所管
改正前	国の行政機関	行政機関個人情報保護法	総務省
	独立行政法人等	独立行政法人等個人情報保護法	
	民間事業者	個人情報保護法	個人情報保護委員会
	地方公共団体等	個人情報保護条例（団体ごと）	各地方公共団体



	対象	法令	所管
改正後	国の行政機関	個人情報保護法	個人情報保護委員会
	独立行政法人等		
	民間事業者		
	地方公共団体等		

- ・ 「個人情報」の定義等を国・民間・地方で統一
- ・ 行政機関等における個人情報の取扱いを国と地方で統一
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等
- ・ 個人情報ファイル簿の作成・公表を国と地方で統一
- ・ 開示等の請求権や要件、手続は、主要な部分を法律で規定
- ・ 個人情報保護委員会が国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う

2 新条例制定の考え方

- ◆ 今回の法改正による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）の施行後は、本市においても改正法の規定に基づき個人情報保護制度を運用している。
- ◆ 改正法による個人情報保護制度を運用するための条例として、法律から委任された事項や、条例での規定が許容される事項を定めた「潟上市個人情報の保護に関する法律施行条例」（以下「新条例」という。）を新たに制定し、次に掲げる内容を規定した。

新条例の概要

(1) 趣旨

新条例は、改正法の施行に関し必要な事項を定めるものであることを規定

(2) 定義

新条例において使用する用語の意義を規定

(3) 手数料等

- ・ 改正法では、地方公共団体の機関に対して個人情報の開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内で手数料を納めなければならないと規定されている。
- ・ 廃止前の潟上市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）では、個人情報の開示に係る手数料については徴収しておらず、写しの作成及び送付に要する費用（コピー代等）については、開示請求者の負担としていた。
- ・ 新条例においても、従来の運用を踏襲し、開示請求に係る手数料は徴収せず、写しの作成及び送付に要する費用（コピー代等）については、開示請求者の負担とした。カラーコピーについては、市場価格や他市の状況を参考とし、実費負担の適正化を図った。

旧条例		新条例	
開示に係る手数料	徴収しない	開示請求に係る手数料	徴収しない
写しの作成及び送付に要する費用	実費負担 ・ A3まで白黒 1枚10円 ・ A3までカラー 1枚20円 ・ A3を超える場合 上記により換算 ・ 郵便料金相当額	写しの交付に要する費用	実費負担 ・ A3まで白黒 1枚10円 ・ A3までカラー 1枚50円 ・ A3を超える場合 上記により換算 ・ 郵便料金相当額

（４）開示請求書の記載事項

・ 改正法では、開示請求書には、「開示請求をする者の氏名及び住所又は居所」「開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」を記載しなければならないこととされている。また、改正法に反しない限り、地方公共団体が、開示等の手続に関する事項について、条例で必要な手続を定めることを妨げるものではないと規定されている。

・ 旧条例では、開示請求の手続として、改正法が定める事項のほか、実務上必要な記載事項として、規則（様式）により「請求者の電話番号」や「開示の方法」の記載を求めている。

・ 新条例においても、引き続き実務上必要な事項の記載を開示請求者に求めることができるよう、開示請求書に規則で定める事項を記載することができることとした。

（５）本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置

・ 改正法では、本人の委任による代理人が本人に代わって開示請求等を行うことができると規定されている。また、改正法に反しない限り、地方公共団体が、開示等の手続に関する事項について、条例で必要な手続を定めることを妨げるものではないと規定されている。

・ 旧条例では、自己に係る個人情報（特定個人情報を除く。）については、法定代理人のみが本人に代わって開示請求等を行うことができることとしていた。

・ 新条例においては、新たに本人の委任による代理人からの開示請求等が可能となることを踏まえ、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、本人の意思を確認することができることとした。

（６）審査会への諮問

・ 改正法では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができることと規定されている。

・ 本市では、潟上市情報公開・個人情報保護審査会設置条例に基づき設置された情報公開・個人情報保護審査会が個人情報保護制度の運用に関する事項や制度の在り方について調査審議し、意見を述べる役割を果たしている。

・ 新条例においては、改正法施行後も、引き続き同審査会に必要な諮問等を行うことができることとした。

（７）運用状況の公表

・ 改正法では、個人情報保護委員会が、法の施行の状況について報告を求めることができ、毎年度その概要を公表するものと規定されている。

・ 旧条例では、毎年１回、条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものと規定していた。

・ 新条例においても、制度の運用状況を主体的に公表する従来の運用を踏襲することとした。

（８）委任

・ 新条例の実施のため必要な事項は、規則で定めることとした。

・ 規則のほか、実務運用上必要な細則として、「潟上市保有個人情報等の安全管理に関する基本方針」「潟上市保有個人情報等取扱規程」「潟上市個人情報取扱業務委託基準」等を制定した。

（９）新条例の施行期日

改正法の施行期日に合わせて、令和５年４月１日とした。

3 新条例で規定しない事項

◆ 次の事項については、施行条例で規定しないものとした。

(1) 開示決定等の期限

・ 改正法では、保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求から決定までの期間を30日、期限の延長を30日とし、条例で定めるところにより期間を短縮することができるが、延ばすことはできないこととされている。

・ 旧条例では、請求から決定までの期間について、開示にあつては14日、訂正にあつては30日、利用停止にあつては29日とし、それぞれの期限の延長については全て30日と規定していた。

・ 新制度においては、開示決定等をより慎重に行う観点から、法で定められたとおりの日数とすることとし、条例による期間の短縮はしないこととした。

(2) 要配慮個人情報

・ 改正法では、地域の特性に応じた要配慮個人情報を条例で定めることができるとされている。

・ 旧条例では、思想、信条及び宗教に係る個人情報並びに市長が審査会の意見を聴いて社会的差別の原因となるおそれがあるとして定めた事項に係る個人情報について収集を制限していた。

・ 新制度においては、旧条例で規定されていた内容を改正法が包含していることと、地域の特性等も特別認められないことから、条例による要配慮個人情報の規定は設けないこととした。

(3) 情報公開条例の不開示情報との整合

・ 改正法では、情報公開条例の不開示情報のうち、改正法にない事項については、新条例に定めることができることとされている。

・ 潟上市情報公開条例に定める不開示情報は、改正法の不開示情報に包含されていることから、条例により特に定める不開示情報はないものとした。

(4) 個人情報取扱事務届出書等

・ 改正法では、対象者数1,000人以上の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられたが、個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表は、任意とされている。

・ 個人情報ファイル簿の新設に伴い、新制度においては、類似の制度である現行の個人情報取扱事務届出書等は廃止することとした。

(5) 行政機関等匿名加工情報の提案募集に係る手数料

・ 改正法では、民間事業者からの提案に応じて行政機関等匿名加工情報を提供することにより、新たな事業やサービスの創出につながることを期待し、個人情報の利活用を促進するために提案制度が設けられたが、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体等については、当分の間、実施は任意とされている。

・ 本市においては、当分の間、同制度の導入を見送るため、規定は設けないこととした。

4 その他

(1) 死者の個人情報の取扱い

・ 改正法では、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合に、当該生存する個人に関する情報として開示請求の対象とされる。

・ 旧条例においても、同様の運用をしていることから、死者の個人情報の取扱いについては、特に変更はしない。

(2) 議会の個人情報の取扱い

・ 国会や裁判所が改正法による個人情報の取扱いに係る規律の対象外となっていることとの整合を図るため、改正法では、基本的に議会は地方公共団体の機関から除外され、行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされていない。

・ 旧条例においては、議会も実施機関として位置付け、制度を運用してきたが、改正法施行後は、議会の自律的な対応の下、個人情報の適切な取扱いが行われるよう、議会の個人情報保護に必要な事項については、議会が独自に例規を整備することが求められる。

・ これに基づき、本市議会においては、「潟上市議会の個人情報の保護に関する条例」を新たに制定し、令和5年4月1日から施行している。